



お知らせ

小型特殊自動車をお持ちの人へ

市民税課

☎229-3129 📠229-3331

小型特殊自動車に該当するフォーク・リフトなどや乗用装置のあるトラクタ、コンバイン、田植機などには軽自動車税が課税されます。これらの車両を所有している人は、軽自動車税の申告をしてナンバープレート(標識)の交付を受けてください。

※軽自動車税は、所有していることに基づいて課税されます。公道走行の有無とは関係ありません。

対象車両 ①農耕用小型特殊自動車(農耕トラクタ、コンバイン、田植機など) ②その他小型特殊自動車(フォーク・リフト、ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラなど)

該当要件 ①最高速度が時速35km未満(乗用装置があるもの) ②次の全てを満たすもの

- 車両の長さ4.7m以下
- 車両の幅1.7m以下
- 車両の高さ2.8m以下
- 最高速度が時速15km以下

税率(年額) ①2,400円 ②5,900円

申告場所 市民税課または同課久居分室、各総合支所市民福祉課

申告に必要なもの 所有者の印鑑、販売証明書または譲渡証明書(買主または譲受人の住所・氏名、売主または譲渡人の住所・氏名・押印、車台番号、メーカー名、排気量などの記載があるもの)

冬至の夜にライトダウンを

環境政策課

☎229-3212 📠229-3354

地球温暖化や省エネを改めて考えるため、皆さんの家庭でも

消灯時間をいつもより早めるなどライトダウンキャンペーンにご参加ください。

とき 12月22日(土)20時～22時

平成30年分障害者控除対象者認定書の申請を受け付け

高齢福祉課

☎229-3156 📠229-3334

各総合支所市民福祉課(福祉課)

障害者控除対象者認定書は、身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳などを持っていない人で、身体の状態が一定基準に該当する人が、所得税や市民税で障害者控除を受けるときに必要な書類です。なお、交付には申請から10日程度かかります。

対象者(いずれにも該当する人)

- 65歳以上の人
- 要介護・要支援認定を受けている人
- 各種手帳を交付されている人と同程度の身体または精神に障がいがあるとみなされる人
※各種手帳を持っている人でも、認定書を使うことでより多くの控除を受けられる場合があります。

申請者 本人または家族(同居以外の家族が申請する場合は委任状が必要)

申請に必要なもの

- 本人の介護保険証(コピー可)
- 申請者と本人の印鑑
- 保険証・運転免許証など申請者を確認できる書類

受付場所 高齢福祉課または各総合支所市民福祉課(福祉課)

受付開始日 1月4日(金)

1月の献血(400ml)

地域医療推進室

☎229-3372 📠229-3018

とき 1月10日(木)9時30分～11時20分、12時40分～16時30分

ところ 市本庁舎1階ロビー北側
対象 男性17～69歳、女性18～69歳で体重が50kg以上の人
※65歳以上の人は、60～64歳の間に献血経験がある人

農薬使用時のお願い

農林水産政策課

☎229-3172 📠229-3168

農薬を使用する際は、近隣の住宅や農地への飛散防止に努めるほか、事前に周知を行うなど周辺環境に十分配慮してください。



都市計画の変更案の縦覧

都市政策課

☎229-3181 📠229-3336

縦覧期間 1月4日(金)～18日(金)

縦覧場所 都市政策課

内容 津都市計画用途地域の変更(あかつ台地区、広明町地区)、津都市計画地区計画の変更(あかつ台地区)、津都市計画風致地区の変更(偕楽公園風致地区)、津都市計画公園の変更(津偕楽公園)、津都市計画下水道の変更(流域関連津市公共下水道(雲出川左岸処理区))、亀山都市計画下水道の変更(津市芸濃公共下水道(椋本処理区))

意見書の提出 縦覧期間中は、住民と利害関係人は市長宛てに意見書を提出できます。

道路に異常な箇所を見つけたらすぐ連絡を

津北工事事務所

☎253-2272 📠253-2273

津南工事事務所

☎254-5351 📠255-5586

「道路に穴ぼこや陥没がある」「カーブミラーが破損している」など、道路の異常は交通事故の原因になります。安全で快適に道路を利用していただくため、異常な箇所を発見したときは連絡してください。